

(別紙1)

■認定基準

次の五つを満たすものを健康経営推進事業所として認定する

1.特定健診受診向上への取組

評価基準:従業員(40歳～74歳の労働安全衛生規則44条で定められた定期健康診断対象者)の80%以上が特定健康診査を受診している。

※健康診査を受診できない特別の事由がある従業員については受診率算定に含めない。

2.健診受診結果による治療の徹底と保健指導の活用への取組

評価基準:1.の特定健康診査で該当となった特定保健指導対象者の50%以上が初回面談を受けている。

3.事業所全体で継続的な健康増進の取組や改善に向けた取組

評価基準:「運動・身体活動を促進する取組」を行っている。

4.禁煙・受動喫煙対策に関する取組

評価基準:取組を行っている。

5.メンタルヘルスへの取組

評価基準:取組を行っている。